

能美市立病院訪問看護ステーション 重要事項

事業所名	能美市立病院訪問看護ステーション		
事業所種類	訪問看護事業	事業所番号：1762390340	
所在地	石川県能美市大浜町ノ35番地1		
連絡先	TEL：0761-55-5185	FAX：0761-55-5627	メールアドレス：nomi-houkan@po.incl.ne.jp
管理者	向 里香（正看護師）		
事業の目的	介護保険法令の趣旨にしたがい、ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、訪問看護サービスを提供することを目的とします。		
運営方針	<p>ご利用者のご自宅で快適な療養生活が送れるように、かかりつけの医師の指示により看護サービスを次のとおり提供します。</p> <p>① 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように療養上の目標を設定して支援します。</p> <p>② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>③ 事業所の看護師等は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。</p>		
職員の職種・員数	管理者1名・看護師5名（常勤換算5.4）・事務職員1名		
職務内容	<p>① 管理者は、事業所の職員の管理、訪問看護の利用申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。</p> <p>② 訪問看護師等は、訪問看護計画書の作成及び報告書、その他の書記録などを作成し、訪問看護の提供を行います。</p> <p>③ 事務職員は、介護給付費等の請求事務及び、通信連絡事務等を行います。</p>		
勤務体制	<p>管理者：正規の勤務時間帯（8:30～17:15）常勤で勤務</p> <p>看護師：正規の勤務時間帯（8:30～17:15）常勤で勤務</p> <p>事務職員：正規の勤務時間帯（8:30～17:15）常勤で勤務</p>		
営業日・営業時間	<p>月曜日～金曜日（土・日・祝祭日および12/29～翌年1/3までは休業）</p> <p>午前8時30分～午後5時15分 ※電話等により24時間対応可能</p>		
サービス内容	<p>主治医の指示、居宅サービス計画に基づいて、看護師等が定期的に訪問し、① 病状観察・管理 ② 点滴、注射の施行・管理 ③ 清拭等清潔の保持・管理 ④ 褥瘡の処置 ⑤ 食事介助、栄養管理 ⑥ カテーテルの管理 ⑦ リハビリテーション ⑧ ターミナルケア ⑨ 排泄介助 ⑩ 療養指導等、必要な在宅療養の援助を行います。</p>		
通常の事業実施地域	能美市・川北町・白山市（旧美川地区）・小松市（安宅・板津圏域）		
緊急・事故発生時の対応方法	訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急処置を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。		
権利擁護・虐待防止	<p>事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。</p> <p>(1) 研修を通して、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。</p> <p>(2) 訪問看護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</p> <p>(3) 職員が支援に当たっての悩み苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護・虐待防止に取り組める環境整備に努めます。</p>		
ハラスメント対策	<p>訪問看護サービスの適切な提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 職場におけるハラスメント対策について、職員に周知・啓発します。</p> <p>(2) 被害防止のため、職員は、県及び併設する病院の主催する研修会に参加します。</p> <p>(3) サービスの利用契約中に利用者・家族がハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。</p>		
身体的拘束等の適正化のための指針	原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。但し、利用者又は他者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を看護記録に記載します。		
苦情相談窓口	<p>国民健康保険能美市立病院 白寿会館1階 地域医療推進センター 能美市立病院訪問看護ステーション</p> <p>国民健康保険能美市立病院 本館2階 患者サポートセンター</p>		
利用料金	別紙参照		
医療DX推進体制の構築	当事業所は、より質の高い看護を目指し、医療DX推進体制の構築を進めています。健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行います。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。		
その他の費用	<p>介護保険◆通常の事業所の実施地域を越える場合は、交通費が必要。1回あたり（事業所から1kmごと100円（税別）</p> <p>医療保険◆当事業所とご利用者宅の距離により交通費が必要。1回あたり（事業所から2km～4km未満ごと100円（税別）</p> <p>（事業所から4km以上は2km毎に100円加算（税別）</p>		
サービス利用の留意点	ご利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償いたします。能美市情報公開条例に基づき、事業運営等に関する情報を公開しています。		

能美市立病院訪問看護ステーション 利用料金表(介護保険)

令和6年6月1日改定

◆基本利用料金

サービス内容	要介護の方				要支援の方				説明
	全額	利用者負担額			全額	利用者負担額			
		1割	2割	3割		1割	2割	3割	
訪問看護I1 (20分未満)	¥3,140	¥314	¥628	¥942	¥3,030	¥303	¥606	¥909	訪問看護／予防訪問看護 ※1
訪問看護I2 (30分未満)	¥4,710	¥471	¥942	¥1,413	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353	訪問看護／予防訪問看護 ※1
訪問看護I3 (30分以上1時間未満)	¥8,230	¥823	¥1,646	¥2,469	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382	訪問看護／予防訪問看護 ※1
訪問看護I4 (1時間以上1時間30分未満)	¥11,280	¥1,128	¥2,256	¥3,384	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270	訪問看護／予防訪問看護 ※1

※1 夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)は上記金額に25%加算、深夜(22時～6時)は上記金額に50%加算

◆基本利用料以外:加算

緊急時訪問看護加算 (I)	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	月1回算定
特別管理加算 (I)	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	月1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算 (II)	¥2,500	¥250	¥500	¥750	¥2,500	¥250	¥500	¥750	月1回算定 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
長時間訪問看護加算	¥3,000	¥300	¥600	¥900	¥3,000	¥300	¥600	¥900	特別管理加算I・IIが対象者 訪問看護の所要時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算 (I) 30分未満同時に複数の看護師等との訪問	¥2,540	¥254	¥508	¥762	¥2,540	¥254	¥508	¥762	①利用者の身体的理由で1名の看護師では看護の提供が困難な場合 ②暴力行為等が見られる場合 ③その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合に算定 利用者の同意を得ていること。
複数名訪問看護加算 (I) 30分以上同時に複数の看護師等との訪問	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206	
複数名訪問看護加算 (II) 30分未満同時に看護補助者との訪問	¥2,010	¥201	¥402	¥603	¥2,010	¥201	¥402	¥603	
複数名訪問看護加算 (II) 30分以上同時に看護補助者との訪問	¥3,170	¥317	¥634	¥951	¥3,170	¥317	¥634	¥951	
退院時共同指導加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	医療機関等からの退院後に、円滑に訪問看護を提供できるように、入院中に訪問看護ステーション等の看護師等が医療機関と共同して、在宅での療養に必要な指導を行うことを評価する加算
初回加算 (I)	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、医療機関等から退院した日に訪問看護を行った場合に算定
初回加算 (II)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	¥3,000	¥300	¥600	¥900	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、医療機関等から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定
専門管理加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750	¥2,500	¥250	¥500	¥750	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による計画的な管理を行った場合に算定する加算
看護・介護職員連携強化加算	¥2,500	¥250	¥500	¥750	¥2,500	¥250	¥500	¥750	月1回算定 喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定できる加算
看護体制強化加算 (II)	¥2,000	¥200	¥400	¥600					月1回算定 看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者様に対して訪問看護体制を整え、かつ提供した場合に、事業者に対して所定の単位数を加算
看護体制強化加算 (予防)					¥1,000	¥100	¥200	¥300	
サービス提供体制強化加算 (I)	¥60	¥6	¥12	¥18	¥60	¥6	¥12	¥18	基準に適合しているとして都道府県知事に届出た訪問看護事業所を評価する加算
ターミナルケア加算	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500					死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合に算定

◆保険適用外:税抜き価格

項目	料金	説明
血糖測定	¥100/回	
交通費	¥100/1km毎(実施区域外)	実施区域内は無料
お薬カレンダー	¥100/セット	
衛生材料等	各自準備して頂きます	ガーゼ・手袋・カテーテル等

能美市立病院訪問看護ステーション 利用料金表(医療保険)

◆基本利用料金: 1回につき (看護師が訪問した場合)

令和6年6月1日改定

訪問回数/負担割合	全 額	基本療養費 ※1	管理療養費1 ※2	利用者負担額			補 足	
				1割	2割	3割		
月の初日	¥14,250	¥5,550	¥8,700	¥1,425	¥2,850	¥4,275	※1 准看護師の場合や、専門の研修を受けた看護師による場合は金額が異なります ※2 機能強化型訪問看護管理療養費3の金額となります	
2日目以降	週3日まで	¥8,550	¥5,550	¥3,000	¥855	¥1,710		¥2,565
	週4日以降	¥9,550	¥6,550	¥3,000	¥955	¥1,910		¥2,865
入院中の外泊時の訪問看護	¥8,500	¥8,500	¥0	¥850	¥1,700	¥2,550	入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等の者は2回)に限り算定	

◆基本利用料以外: 加算

加 算(一部抜粋)	全 額	利用者負担額			説 明	
		1割	2割	3割		
退院時共同指導加算	¥8,000/回	¥800	¥1,600	¥2,400	保険医療機関又は介護保険施設に入院若しくは入所中の方に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合に算定される加算	
(※特別管理指導加算)	¥2,000/回	¥200	¥400	¥600	退院時共同指導加算の上乗せ加算 ※退院後、特別な管理が必要な者(特別管理加算の対象者)	
24時間対応体制加算イ	¥6,800/月	¥680	¥1,360	¥2,040	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にあり、必要時訪問看護を行う体制にある場合に算定	
特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理のうち重症度の高い場合 上記以外の場合	¥5,000/月 ¥2,500/月	¥500 ¥250	¥1,000 ¥500	¥1,500 ¥750	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合に算定
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問 1日に3回以上訪問	¥4,500/日 ¥8,000/日	¥450 ¥800	¥900 ¥1,600	¥1,350 ¥2,400	厚生労働大臣が定める疾病の対象者、特別管理加算・特別指示期間の対象者
長時間訪問看護加算		¥5,200/回	¥520	¥1,040	¥1,560	1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合 ・特別管理加算・特別指示期間の対象者(1回/週まで) ・厚生労働大臣が定める者(3回/週まで) ・15歳未満 超重症児又は準超重症児(3回/週まで) ・15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げるもの(3回/週まで)
夜間・早朝訪問看護加算		¥2,100/回	¥210	¥420	¥630	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合に算定
深夜訪問看護加算		¥4,200/回	¥420	¥840	¥1,260	深夜(22時～6時)に訪問看護を行った場合に算定
乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者 上記以外の者	¥1,800/日 ¥1,300/日	¥180 ¥130	¥360 ¥260	¥540 ¥390	6歳未満の乳幼児に対し訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算	同一建物内2人まで	¥4,500/週	¥450	¥900	¥1,350	利用者、又は家族の同意の上、他の看護師または看護補助者の複数名で同時に訪問看護を提供した場合に算定 別表⑦⑧に掲げる者、特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者、利用者の身体理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者、その他利用者の状況から判断して上記いずれかに準ずると認められた者
	同一建物内3人以上	¥4,000/週	¥400	¥800	¥1,200	
訪問看護ターミナルケア療養費1 訪問看護ターミナルケア療養費2		死亡月算定 1、¥25,000 2、¥10,000	¥2,500 ¥1,000	¥5,000 ¥2,000	¥7,500 ¥3,000	在宅で亡くなった利用者の死亡日及び死亡前14日以内に 2日以上、ターミナルケアを行った場合に算定 1、在宅で亡くなった利用者 (看取り介護加算その他これに相当する加算を算定している利用者を除く) 2、特別養護老人ホーム等で亡くなった利用者 (看取り介護加算等を算定している利用者に限る)
緊急訪問看護加算	イ: 月14日目まで ロ: 月15日目以降	¥2,650/日 ¥2,000/日	¥265 ¥200	¥530 ¥400	¥795 ¥600	診療所又は在宅療養支援病院の医師の指示により訪問看護ステーションの看護師等が訪問した場合に算定
看護・介護職員連携強化加算		¥2,500/月	¥250	¥500	¥750	看護職員が、喀痰吸引等を行なう介護職員に対し、医師の指示の下、支援・連携した場合に算定
退院支援指導加算	長時間(90分超)の場合 上記以外の場合	¥8,400 ¥6,000	¥840 ¥600	¥1,680 ¥1,200	¥2,520 ¥1,800	退院した当日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合に算定 ※難病等及び特別管理加算の対象者
訪問看護情報提供療養費1		¥1,500/月	¥150	¥300	¥450	利用者の同意のもと、利用者の居住地の市長村保健所、精神保健センターに対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定
訪問看護情報提供療養費2		¥1,500/ 各年度1回	¥150	¥300	¥450	利用者の同意のもと、幼稚園、学校からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文章を提供した場合に算定 ※厚生労働大臣が定める疾病の対象者 (入園、入学、転園・転学の場合、月1回別に算定できる)
訪問看護情報提供療養費3		¥1,500/月	¥150	¥300	¥450	利用者の同意を得て、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定
在宅患者連携指導加算		¥3,000/月	¥300	¥600	¥900	利用者、又は家族の同意の上、医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護師等が患者又は家族へ指導等をおこなうとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に算定。要介護者等は算定不可。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000/月	¥200	¥400	¥600	関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行なった場合に月2回に限り算定
訪問看護医療DX情報活用加算		¥50/月	¥5	¥10	¥15	オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い訪問看護の提供を行った場合に算定

◆保険適用外: 税抜き価格

項 目	料 金	説 明
営業日以外の訪問看護 (計画有)	¥1,000/日 (非課税)	土・日・祝日・年末年始(12/29～翌1/3)
営業日以外の訪問看護 (計画無)	¥2,000/日 (非課税)	土・日・祝日・年末年始(12/29～翌1/3)
2時間を超える訪問看護	¥1,000/30分 (非課税)	
週3回を超える訪問看護	¥8,500/回 (非課税)	回数制限のない疾患者を除く
永眠時の処置	¥10,000/回	
交通費	¥100/2km毎	事業所より片道2km未満は無料
血糖測定	¥100/回	
お薬カレンダー	¥100/セット	
衛生材料等	各自準備して頂きます	ガーゼ・手袋・カテーテル等